

改正後の博物館法施行規則第24条第1項の要件
を備えている旨の報告書

第 号
年 月 日

和歌山県教育委員会 様

報告者 住 所
(設置者)

氏 名

連絡先

次のみなし指定施設について、博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第2号）附則第2条第4項の確認を受けたいので、同省令による改正後の博物館法施行規則第24条第1項の要件を備えている旨を報告します。

みなし 指定施設	名 称	
	所 在 地	
指 定 年 月 日		年 月 日
設 立 年 月 日		年 月 日
開 館 年 月 日		

備考

- 申請者が法人である場合は、「住所」欄には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には当該法人の名称及び代表者の職氏名を記載すること。
- この報告書には、次の書類を添付すること。
 - 施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたもの
 - 博物館法施行規則第24条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
 - 報告の日が属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 博物館の事業に類する事業の用に供する施設及び設備の写真
 - その他参考となるべき事項を記載した書類